

健康保険委員を変更する場合は届出をお願いします

健康保険委員が、異動や退職等に変更となる場合は、同封の**健康保険委員変更届**にご記入後、FAXまたは郵送にてご提出ください。

◆健康保険委員にご登録されると・・・

特典①『協会けんぽGUIDEBOOK』をプレゼント！
健康保険制度や各種手続を解説（記載例付き）したマニュアル本です。

特典② 研修会に無料でご招待！
健康づくりの情報提供や健康保険の事務手続きなどの研修により、事務担当者としてのスキルアップを目指しませんか？※参加費無料。自由参加

特典③ 定期的に最新の情報をお届けします。
保険料率や医療制度改正などお便りでご案内しております。

特典④ 厚生労働大臣などの表彰を受けられます。
委員としての活動状況に応じて表彰制度があります。

協会けんぽでは、健康保険委員として事業所様の窓口になっていただく方を最低1名ご登録いただいております。

健康保険給付金に関する意外と知らない！？知っ得情報！ ～傷病手当金・出産手当金の時効編～

申請書の種類	申請期限（時効）
傷病手当金 （病気やケガで仕事を休んだとき）	労務不能であった日ごとにその翌日から2年
出産手当金 （出産のために仕事を休んだとき）	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年

※時効経過後にご申請いただいた場合、給付金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

令和6年度 保険料率のお知らせ

令和6年3月分（4月納付分）から保険料率は次のとおり改正されます。

健康保険料率（都道府県ごと）		介護保険料率（全国共通）	
令和5年度 9.73%	令和6年度 9.66% ↓	令和5年度 1.82%	令和6年度 1.60% ↓

- ◆40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆健康保険料率（9.66%）の内訳は、基本保険料率（6.24%）と特定保険料率（3.42%）です。

令和6年度の
保険料額表は
協会けんぽの
ホームページから
ダウンロード
可能です。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
☎029-303-1500（代表）

協会けんぽ 茨城

検索

マイナ保険証を使ってみよう



(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



ー本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますー

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が自己負担も低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない内容もあるから助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担をしなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

加入者の皆さまへ

昨年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、本年(令和6年)12月2日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証をめぐるのは、登録情報との紐付けをめぐり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、**3つのメリット**があります。

本年12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思います。保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。

保険証はどうなるの？

- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



詳しい情報は厚生労働省のホームページをご確認ください。



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
☎029-303-1500 (代表)

協会けんぽ 茨城

検索